

3 宣 誓 書

宣 誓 書

私儀、社会福祉法人（法人名 ）の理事（監事）就任にあたり、次の各号に該当して
いないことを宣誓します。

- 1 社会福祉法第36条第4項各号
- 2 破産手続開始の決定（破産法第30条第1項）
平成 年 月 日

住 所
氏 名 (登録印)

社会福祉法人（法人名 ）
理事長（氏名 ）様

（注意事項）

- 1 役員就任時に身分証明書に代え、この様式により宣誓を行ってください。
- 2 宣誓書のあて先は次のとおりです。
 - (1) 法人設立時 理事及び監事とも、設立代表者あて。
 - (2) 上記以外 理事及び監事とも、当該法人の理事長あて。
- 3 氏名、押印について
 - ・ 自署（署名）の場合は、押印は不要です。
 - ・ 記名（ワープロ等）の場合は、印鑑登録印を押印してください。
- 4 参考 ★社会福祉法第36条第4項
次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉法人の役員になることができない。
 - 一 成年被後見人又は被保佐人
 - 二 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 三 前号に該当する者を除くほか、禁錮<こ>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 四 第56条第4項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員★破産法第30条第1項
裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合において、破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、破産手続開始の決定をする。
 - 一 破産手続の費用の予約がないとき（第23条第1項前段の規定によりその費用を仮に国庫から支弁する場合を除く。）。
 - 二 不当な目的で破産手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき。